令和8年度

河川維持修繕事業

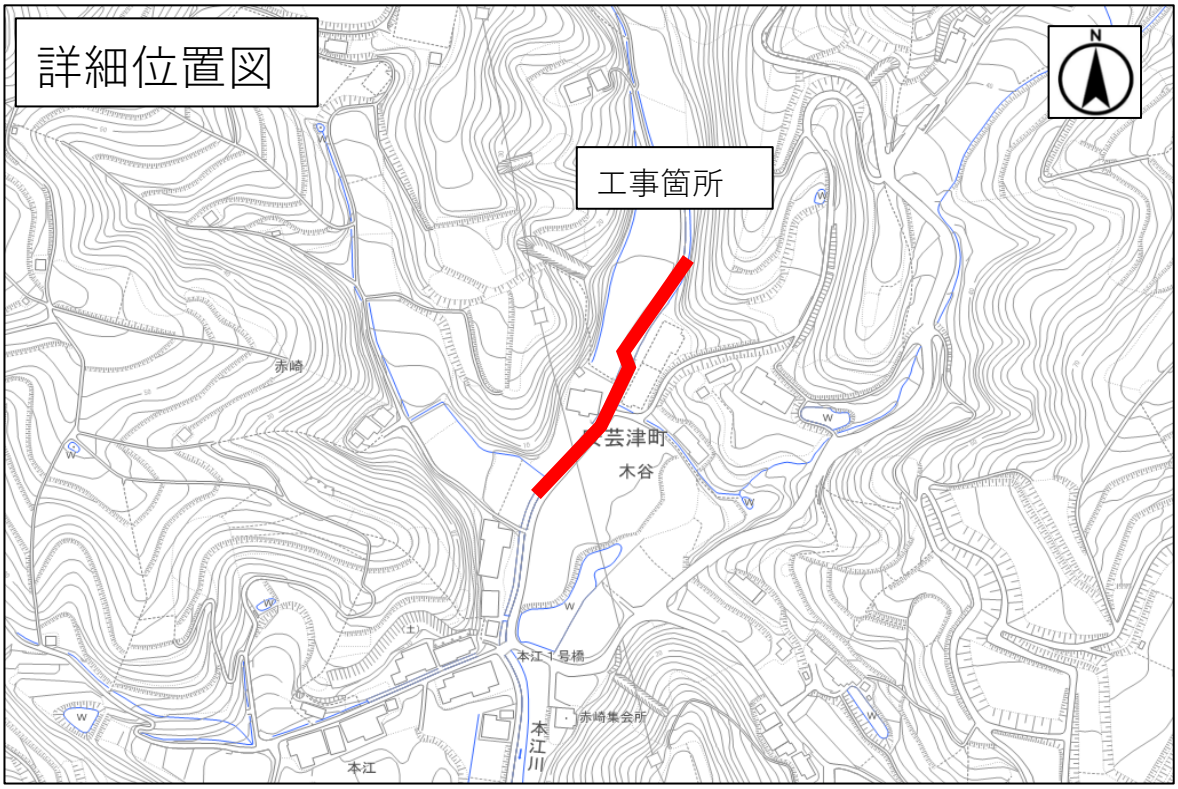
本江川河川浚渫工事

仕様書

施　工　場　所　　東広島市安芸津町木谷

東広島市


全体位置図
工事箇所
矢ノ浦
△84.9
木谷
△138.1
曽井
山中
66
80
かき養殖場
かき養殖場
かき養殖場
桑線島
本江
ふたまた
二馬手
23
ホボロ島
龍島
N


詳細位置図
工事箇所
赤崎
芸津町
木谷
本江十号橋
赤崎集会所
本江川
本江
N

特　記　仕　様　書

（令和8年度河川維持修繕事業　本江川河川浚渫工事）

第1章　総則

1.　適用
2.　前払金
3.　現場代理人の兼務
4.　現場作業終期日
5.　履行報告
6.　官公庁等への手続き等
7.　工事中情報共有システム（受注者希望型）
8.　熱中症対策に資する現場管理費の補正
9.　主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
10.　法定外の労災保険の付保
11.　週休２日適用工事等　週休２日
12.　建設副産物の取り扱いについて

第2章　施工条件

1.　用地
　(1) 現場の復旧
2.　安全対策
　(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
3.　建設副産物
　(1) 建設発生土（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出）

第3章　その他

1.　工事関係書類
2.　工事写真
3.　疑義の解決等

特　記　仕　様　書

第1章　総則

1.　適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

(1)　「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。(ただし、第1編第1章第1節1-1-1-27第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。)

(2)　「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。

(3)　「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。

(4)　「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。

(5)　「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。

(6)　「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。

(7)　「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。

(8)　「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。

(9)　「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。

(10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と「建設業者等指名除外要綱別表第18号」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱別表第22号」と読み替える。

(11)　「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。

(12)　「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13) その他

編	章	節	条	見　出　し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2.　前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあっては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

・建設工事請負代金前金払実施要領
・建設工事請負代金中間前金払実施要領
・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3.　現場代理人の兼務

１　現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

２　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

３　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。

⑴ 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
⑵ 兼務を承認した日から起算して14日(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第６号)第１条第１項に規定する市の休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
⑶ 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
⑷ 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
⑸ 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
⑹ その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

４　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあっては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあっては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4.　現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の30日前までに、下記の作業を終了しなければならない。

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版」第1編1-1-1-24第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

5.　履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月７日までに提出すること。

6.　官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

7.　工事中情報共有システム（受注者希望型）

（１）本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
（２）工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
（３）本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
　　広島県工事中情報共有システム（一般社団法人　広島県土木協会）
　　http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html
（４）工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
（５）利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要

領」に基づくこと。
（6）運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。
1）「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規程（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規程（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
2）「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
3）「4.検査」は適用しない。
4）検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
5）受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
（1） 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
（2） 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
（3） 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数 （WBGT）を対象とする。
（4） 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
（5） 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
（6） 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
（7） 積算方法は次のとおりとする。
1）補正方法
ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
2）補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
（8） 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
（9） 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

10.　法定外の労災保険の付保

1　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2　受注者は、建設工事請負契約約款第４７条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

3　法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

11.　週休２日適用工事等　週休２日

本工事は、週休２日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休２日適用工事等実施要領（最新版）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「検査課HP＞施工関連資料＞週休２日適用工事等の実施について」に掲載している。

12.　建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1　再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

4　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m3以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関

する次に掲げる事項

(1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

(2) 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

(2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

10　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

13　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

(3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード

(4) ９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章　施工条件

1.　用地

(1) 現場の復旧

工事に際して、私有地を利用しようとする場合は、土地管理者と事前調整及び返却時の承諾を得ること

2.　安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員　・交通誘導警備員は見込んでいない。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の配置が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

3.　建設副産物

(1) 建設発生土（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出）

当該工事により発生する建設発生土は、広島県制定の建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、広島県制定の建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

ただし、災害復旧工事において、市が公募により決定した「災害発生土民間受入先」と受入について土質や搬出スケジュール等の協議が整えば、搬出先を「災害発生土民間受入先」に変更する場合がある。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

本江川

（名称）　リフレ安芸津事業所

（所在地）　東広島市安芸津町木谷243-1

（運搬距離）　5.1ｋｍ

第3章　その他

1.　工事関係書類

⑴ 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

⑵ 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2.　工事写真

工事写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準（令和８年８月）」によるものとし、納品に当っては、電子媒体又は紙媒体、情報共有システム登録のいずれかとする。

なお、電子納品物は「広島県電子納品実施要領」に準拠し、作成すること。

3.　疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

特記仕様書（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について）

１　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という）について、設計変更により計上できる工事である。

２　調達検討資材

ナフサを由来とする主要な建設資材の一覧

資材カテゴリ	主成分・性質
ジオテキスタイル	ＰＰ、ＰＥＴ
防草シート	ＰＰ、ＰＥＴ
排水材・フィルター	ＰＰ、ＰＥＴ
パイプ・配線管	塩ビ、ＰＥ、ＰＰ
ケーブル・配線管	塩ビ、ＰＥ
接着剤	ポリウレタン、エポキシ樹脂
塗料・シンナー	トルエン・キシレン等
止水材・シーリング材	ポリウレタン、アクリル
防水シート（トンネル）	塩ビ、合成ゴム
コンクリート混和材	ポリカルボン酸エーテル
仮設資材（ブルーシート、土のう）	ＰＥ、ＰＰ、ＰＶＣ
断熱材	ポリウレタン、ポリスチレン

※代表的なナフサ由来の資材の一例であり、この一覧にない場合でも協議することができる。
ただし、ナフサ由来の資材であることを確認すること。

３　内容

（１）　受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に「(様式１) 調達検討資材に関する協議書」を提出し、監督職員と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次のとおり想定している。

①　調達検討資材の代替資材を調達した場合
（例：塩化ビニル管を鉄管やコンクリート管に変更して施工する場合）

②　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
（例：通常より遠方から調達する必要があり、運搬費が追加で必要な場合）

③　調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
（例：通常より調達ロットを小さくせざるを得なくなり、単価が高くなる場合）

（２）　受注者は、設計変更に際し、「(様式２）調達検討資材に関する実施報告書」及び実際の取引伝票、請求書等（調達時期、購入数量、購入単価が記載された資料）を監督職員に提出すること。

（３）　妥当性が確認された別途調達経費については、設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。

（４）　受注者は、代替資材を調達する場合には、当該代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

※ 様式については、契約課ホームページに掲載

4　積算方法

（1）　設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

（2）　設計変更を行う対象数量の考え方は、次のとおりとする。

既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方
証明数量＜設計図書の数量 → 設計変更不可。 設計図書の数量≦証明数量≦設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量 設計数量＜証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量 （設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量 設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量） 証明数量：受注者から証明された数量）

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

（3）　設計変更に用いる単価は、実際の取引伝票、請求書等で確認出来た実際の購入価格とする。

（4）　別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初積算時点での実勢価格（物価資料等）と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。なお、当初積算時点の実勢価格（物価資料等）が掲載されていない場合は、受注者に当初積算時点の取引価格を確認の上、差分を算出すること。

（5）　本運用に基づく設計変更内容は、建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）の対象外とする。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
河川		式		1	レベル1
河川土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	土砂 土砂	m3		110	レベル4
機械小運搬（土砂類）		m3		30	レベル4
土砂等運搬	土砂	m3		110	レベル4
積込	土砂	m3		110	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
土砂等運搬	土砂	m3		110	レベル4
残土等処分	浚渫残土（枝葉混入有り）	m3		110	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
土留・仮締切工		式		1	レベル3
土のう積		式		1	レベル4
水替え工		式		1	レベル3
ポンプ排水		式		1	レベル4
汚濁防止工		式		1	レベル3
汚水処理設備		式		1	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					

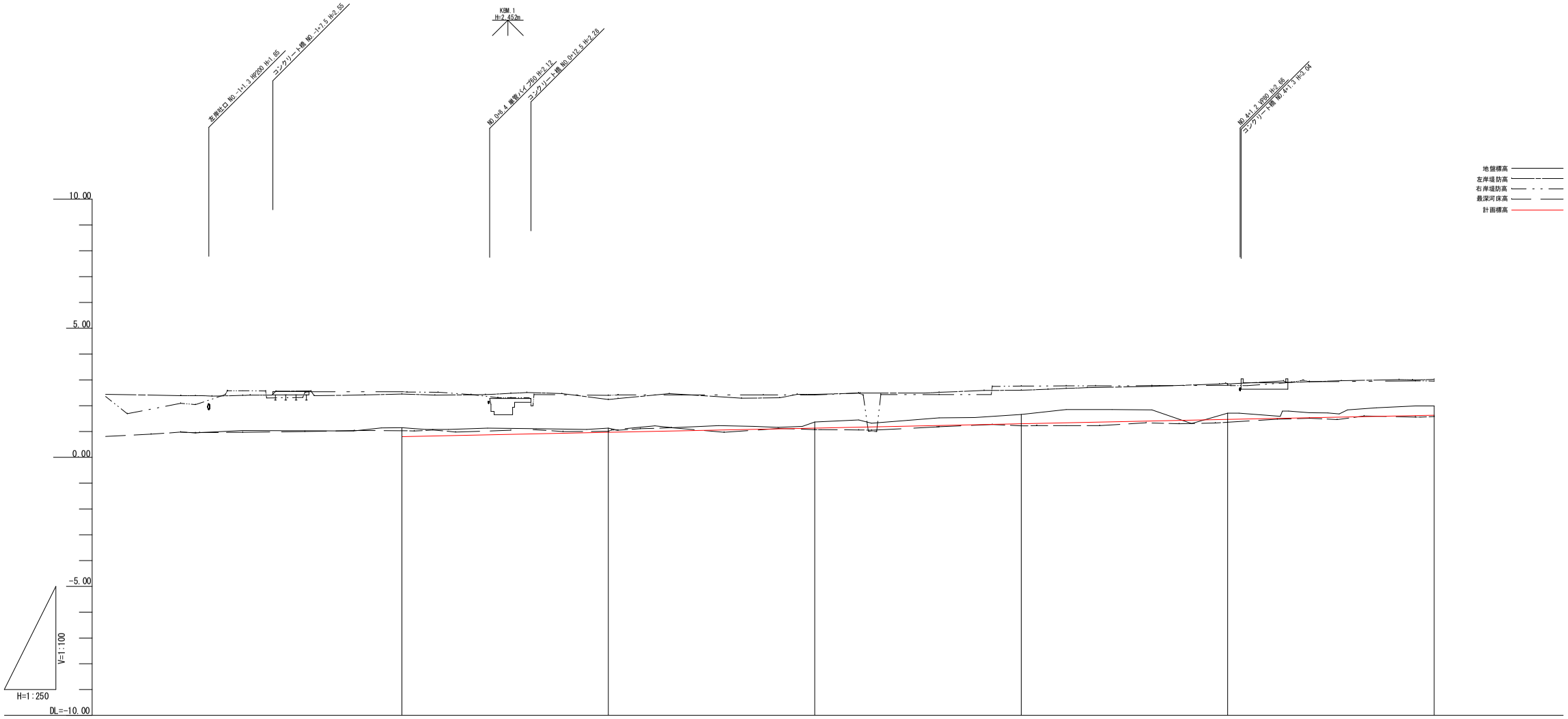
平 面 図 S=1:250

本江川



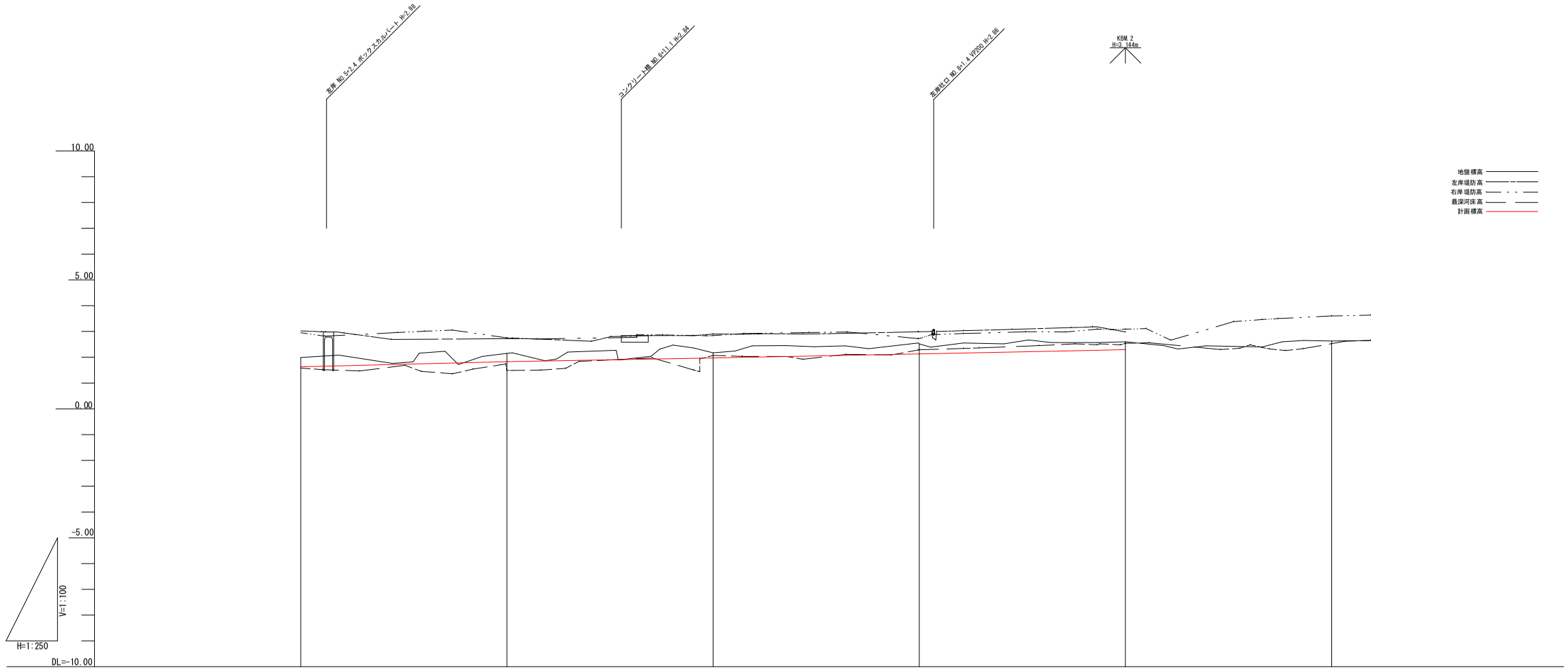
工事名	令和8年度 河川維持修繕事業 本江川河川浚渫工事		
図面名	平 面 図		
路線名	本 江 川		
縮尺	S=1:250	図面番号	1 / 4
工事場所	東広島市安芸津町木谷		

東広島市



水路勾配	0.80	1/120 L=180.00				
計画標高	0.80	0.97	1.13	1.30	1.47	1.63
地盤標高	1.15	1.13	1.37	1.66	1.71	1.99
最深河床高	1.03	1.01	1.07	1.22	1.36	1.58
左岸堤防高	2.45	2.24	2.44	2.60	2.84	3.02
右岸堤防高	2.54	2.40	2.42	2.76	2.79	2.95
追加距離	0.000	20.000	40.000	60.000	80.000	100.000
点間距離	0.000	9.400	19.062	7.959	7.336	1.834
測点	NO.0(BK2)	NO.1	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5

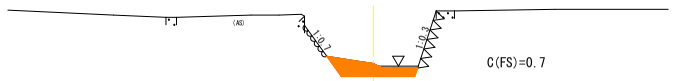
工事名	令和8年度 河川維持修繕事業 本江川河川浚渫工事		
図面名	縦断面図 (1/2)		
路線名	本江川		
縮尺	V=1:100 H=1:250	図面番号	2 / 4
工事場所	東広島市安芸津町木谷		
	東広島市		



水路勾配					2.30	
計画標高	1.63	1.80	1.97	2.13	2.30	
地盤標高	1.99	2.15	2.17	2.52	2.60	2.63
最深河床高	1.58	1.49	2.07	2.29	2.54	2.53
左岸堤防高	3.02	2.72	2.90	2.99	2.98	
右岸堤防高	2.95	2.75	2.84	2.72	3.09	3.60
追加距離	100.000	120.000	140.000	160.000	180.000	200.000
点間距離	1.834	20.000	1.922	0.100	2.735	6.730
測点	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10

工事名	令和8年度 河川維持修繕事業 本江川河川浚渫工事		
図面名	縦断面図 (2/2)		
路線名	本江川		
縮尺	V=1:100 H=1:250	図面番号	3 / 4
工事場所	東広島市安芸津町木谷		
	東広島市		

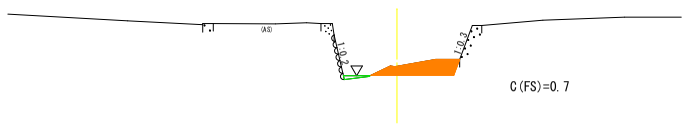
D=0.000
NO. 0
GH=1.15
FH=0.80



C(FS)=0.7

DL=0.00

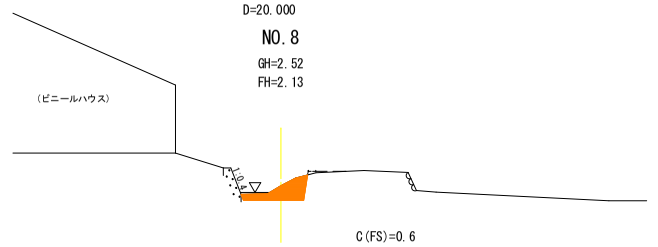
D=20.000
NO. 4
GH=1.71
FH=1.47



C(FS)=0.7

DL=0.00

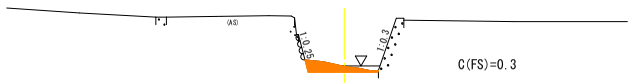
D=20.000
NO. 8
GH=2.52
FH=2.13



C(FS)=0.6

DL=0.00

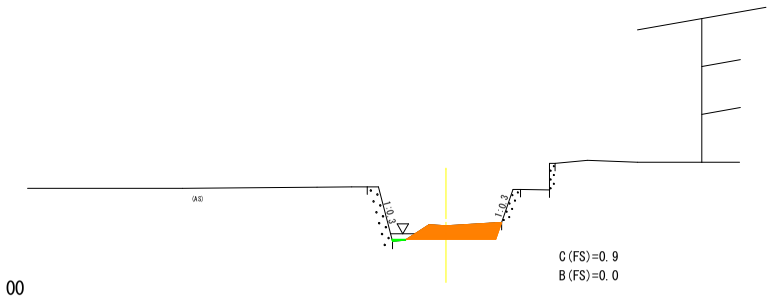
D=20.000
NO. 1
GH=1.13
FH=0.97



C(FS)=0.3

DL=0.00

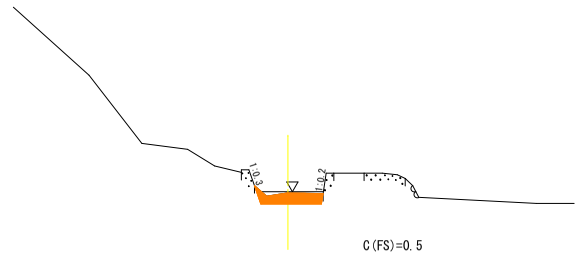
D=20.000
NO. 5
GH=1.99
FH=1.63



C(FS)=0.9
B(FS)=0.0

DL=0.00

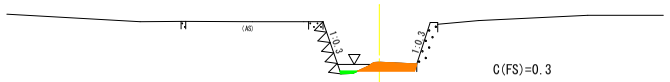
D=17.265
EC8(NO. 8+17.265)
GH=2.57
FH=2.27



C(FS)=0.5

DL=0.00

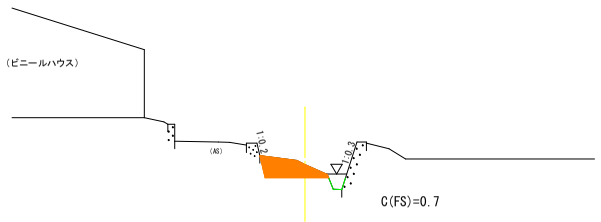
D=20.000
NO. 2
GH=1.37
FH=1.13



C(FS)=0.3
B(FS)=0.0

DL=0.00

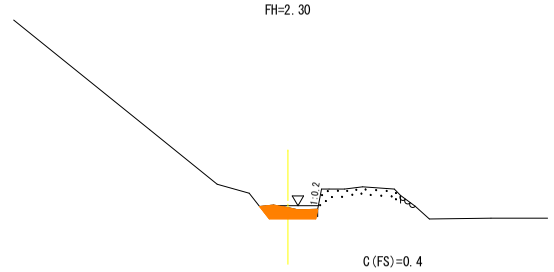
D=20.000
NO. 6
GH=2.15
FH=1.80



C(FS)=0.7

DL=0.00

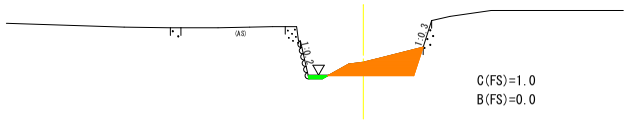
D=2.735
NO. 9
GH=2.60
FH=2.30



C(FS)=0.4

DL=0.00

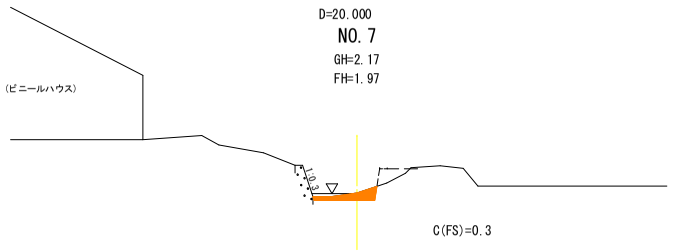
D=20.000
NO. 3
GH=1.66
FH=1.30



C(FS)=1.0
B(FS)=0.0

DL=0.00

D=20.000
NO. 7
GH=2.17
FH=1.97



C(FS)=0.3

DL=0.00

工事名	令和8年度 河川維持修繕事業 本江川河川浚渫工事		
図面名	横断面図		
路線名	本江川		
縮尺	S=1:100	図面番号	4/ 4
工事場所	東広島市安芸津町木谷		
	東広島市		

参　考　図　書

工事名称　　：　　**令和８年度　河川維持修繕事業**
本江川河川浚渫工事

＜注意事項＞

１　本工事は、数量公開の対象工事です。

２　この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
　数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

３　その他
・当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、広島県制定の建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとしている。搬出先として、次の施設を見込んでいる。

種　別	施設の名称	所在地	運搬距離
建設発生土 （枝葉混入土）	リフレ安芸津事業所	東広島市安芸津町木谷 243-1	5.1km

総括情報表

変更回数	0
適用単価地区	51 東広島市(安芸津)
単価適用日	00-08.10.01(0)
諸経費体系	1 公共(一般)

	当世代	前世代
工種	01 河川工事	
施工地域・工事場所区分	00 補正なし	
復興補正区分	00 補正なし	
週休補正区分	09 閉所型・月単位	
現場事務所等の貸与区分	00 補正なし	
ＩＣＴ補正区分	00 補正なし	
冬期補正係数	00 補正なし	
緊急工事区分	00 通常工事 ０％	
前払金支出割合区分	00 補正無し	
契約保証区分	03 補正しない	

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

≪凡例≫

Co ･･･コンクリート　As ･･･アスファルト
DT ･･･ダンプトラック　BH ･･･バックホウ
CC ･･･クローラクレーン　TC ･･･トラッククレーン
RTC･･･ラフテレーンクレーン

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
河川	1	式			Y1A01　　レベル1
河川土工	1	式			Y1A0101　　レベル2
掘削工	1	式			Y1A010101　レベル3
掘削 土砂 土砂	110	m3			Y1A01010101レベル4
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準以外	110	m3			SPK26040001 00 単第0 -0001　表
機械小運搬（土砂類）	30	m3			Y4999　　レベル4
機械小運搬（土砂類、生コン） 砂・砂利・栗石 30m～50m	30	m3			F0002　　00 R8　農林単価
土砂等運搬 土砂	110	m3			Y1A01010102レベル4

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し　距離1.0km以下(0.3km超)	110	m3			SPK26040002 00 単第0 -0002　表
積込 土砂	110	m3			Y1A01010108レベル4
積込(ルーズ) 土砂 平均施工幅1m以上2m未満	110	m3			SPK26040007 00 単第0 -0003　表
残土処理工	1	式			Y1A010108　レベル3
土砂等運搬 土砂	110	m3			Y1A01010802レベル4
土砂等運搬 標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離6.0km以下(4.5km超)	110	m3			SPK26040002 00 単第0 -0004　表
残土等処分 浚渫残土（枝葉混入有り）	110	m3			Y1A01010803レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
残土受入費 浚渫残土（枝葉混入有り）	110	m3			F0001　　00

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
仮設工	1	式			Y2999　レベル2
土留・仮締切工	1	式			Y3999　レベル3
土のう積	2	m2			Y4999　レベル4
土のう拵え、積立、撤去工	2	m2			V0001　00 単第0 -0005　表
水替え工	1	式			Y3999　レベル3
ポンプ排水	1	式			Y4999　レベル4
ポンプ設置・撤去	1	箇所			SHD10037　00 単第0 -0006　表
ポンプ運転工 排水量 0(m3/h)以上40(m3/h)未満 常時排水	8	日			SG1D0107001 00 単第0 -0008　表
汚濁防止工	1	式			Y3999　レベル3

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
汚水処理設備	1	箇所			Y4999　レベル4
土のう拵え、積立、撤去工	3	m2			V0001　00 単第0 -0005　表
＊＊直接工事費＊＊ #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊工事原価＊＊					

本工事費　内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
一般管理費率分 計算情報…… 対象額…… 率……					前払補正率…
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊ 計算情報…… 対象額…… 率……					
＊＊工事費計＊＊					

施工単価表

掘削　　SPK26040001　　単第0 -0001　表

土砂 上記以外(小規模)　　標準以外　　1　　m3　　当り

機械構成比:　21.20%　　労務構成比:　70.89%　　材料構成比:　7.91%　　市場単価構成比:　0.00%　　標準単価：　2,870.00000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
小型バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音型・排3 バケット容量0.13m3	21.20%		小型バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音型・排3 バケット容量0.13m3		MTPC00184 MTPT00184
運転手(特殊)	70.89%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	7.91%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1　土砂 E=8　標準以外			B=5　上記以外(小規模)		

施工単価表

土砂等運搬　　SPK26040002　　単第0 -0002　表

小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)　　DID区間無し　距離1.0km以下(0.3km超)　　1　　m3　　当り

機械構成比:　19.09%　　労務構成比:　72.09%　　材料構成比:　8.82%　　市場単価構成比:　0.00%　　標準単価:　1,761.80000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 通称2t積級	19.09%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 通称2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
運転手(一般)	72.09%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	8.82%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2　小規模 C=1　土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=6　距離1.0km以下(0.3km超)			B=6　バックホウ B容量0.13m3 D=1　DID区間無し		

施工単価表

積込(ルーズ)　　SPK26040007　　単第0 -0003　表

土砂　　平均施工幅1m以上2m未満　　1　　m3　　当り

機械構成比:　31.26%　労務構成比:　55.32%　材料構成比:　13.42%　市場単価構成比:　0.00%　　標準単価:　344.60000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音型・排3 バケット容量0.45m3	31.26%		バックホウ(クローラ型) 標準型・超低騒音型・排3 バケット容量0.45m3		MTPC00188 MTPT00188
運転手(特殊)	55.32%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	13.42%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1　土砂			B=3　平均施工幅1m以上2m未満		

施工単価表

土砂等運搬　　SPK26040002　　単第0 -0004　表

標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む)　DID区間無し 距離6.0km以下(4.5km超)　1　m3　当り

機械構成比: 42.89%　労務構成比: 41.78%　材料構成比: 15.33%　市場単価構成比: 0.00%　標準単価： 1,458.80000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 通称10t積級	42.89%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 通称10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00018T1 MTPT00018T1
運転手(一般)	41.78%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	15.33%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 標準 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=18 距離6.0km以下(4.5km超)			B=3 バックホウ B容量0.45m3 D=1 DID区間無し		

施工単価表

土のう拵え、積立、撤去工　　V0001　　単第0 -0005　表

10　　m2　　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
処理土	3.4	m3			
土砂等運搬 標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離6.0km以下(4.5km超)	3.4	m3			単第0-0004　表
土のう 幅48cm×長62cm,2号,ポリエチレン製	170	枚			
普通作業員	7.14	人			
＊＊＊　合計　＊＊＊	10	m2			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m2			

施工単価表

ポンプ設置・撤去　　SHD10037　　単第0 -0006　表

1　箇所　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.500	人			
特殊作業員	0.100	人			
普通作業員	2.000	人			
機-28_バックホウ(クローラ型)運転 クレーン付2.9t吊_B容量0.8m3	0.500	日			単第0-0007　表
諸雑費	1	式			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	箇所			

施工単価表

機-28_バックホウ(クローラ型)運転　　S9035　　単第0 -0007　表
クレーン付2.9t吊_B容量0.8m3　　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
運転手(特殊)	1.00	人			
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	45.00	L			
<賃>バックホウ(クローラ型クレーン機能付) 山積0.8m3(平積0.6)吊能力2.9t 排1～3,2011,2014	1.47	供用日			
諸雑費	1	式			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			
A=12　クレーン付2.9t吊_B容量0.8m3 C=1　運転労務数量(人/日)			B=45　軽油消費量(L/日) D=1.47　機械賃料数量(供用日/日)		

施工単価表

ポンプ運転工　　SG1D0107001　　単第0 -0008　表

排水量 0(m3/h)以上40(m3/h)未満　　常時排水　　1　　日　　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
特殊作業員	0.17	人			
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	67	L			
<賃>建設用ポンプ(水中ポンプ) 口径150mm,揚程10m 7.5kw	1.100	日			1*1.1
<賃>発動発電機(ディーゼル発電機) 定格容量25kVA 排出ガス対策型(第1,2,3次基準値)低騒音	1.100	日			1*1.1
諸雑費	1	%			#09
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			
A=1　　排水量 0(m3/h)以上40(m3/h)未満			B=2　　常時排水		

工　事　費　集　計　表

費　目	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	計上数量	合計数量	摘　要
本工事費	土　工							
	掘削工							
		掘削（小規模）	標準以外	土砂	m3	110	107.7	
		不整地運搬	不整地運搬車 L＝30～50m	土砂	m3	30	29.7	
		土砂運搬	仮置	土砂	m3	110	107.7	
		積込	バックホウ0.35m3 ルーズ	土砂	m3	110	107.7	
	残土処理							
		残土処分	ダンプトラック10t積	枝葉混入	m3	110	107.7	
	仮設工							
	土留・仮締切工							
		土のう積	土のう拵え、積立、撤去		m2	2	1.6	
	水替え工							
		ポンプ排水	ポンプ設置・撤去		箇所	1	1.0	
			ポンプ運転（常時）		日	8	8.0	
	汚濁防止工							
		汚水処理設備	土のう拵え、積立、撤去		m2	3	2.5	

0

河川土工　　計 算 書

測 点	距 離	機械掘削C(GF)												摘 要
		断 面	平 均	数 量	断 面	平 均	数 量	断 面	平 均	数 量	断 面	平 均	数 量	
NO.0		0.7												
NO.1	20.0	0.3	0.50	10.0										
NO.2	20.0	0.3	0.30	6.0										
NO.3	20.0	1.0	0.65	13.0										
NO.4	20.0	0.7	0.85	17.0										
NO.5	20.0	0.9	0.80	16.0										
NO.6	20.0	0.7	0.80	16.0										
NO.7	20.0	0.3	0.50	10.0										
NO.8	20.0	0.6	0.45	9.0										
EC8	17.3	0.5	0.55	9.5										
NO.9	2.7	0.4	0.45	1.2										
合 計	180.0			107.7										

土留・仮締切工（設置・撤去）　　数量計算書

種　別	細　別	計　算　式	数　量	適　要
土のう積	平均水深h=0.1m （3.0m未満）	A =　（　2.1　＋ 2.0　）×　0.4	1.6　m2	
締切排水工	ポンプ排水	N =　1.0	1.0 ヶ所	
	ポンプ運転工		8.0　日	
沈砂池土のう積	平均水深h=0.1m （3.0m未満）	A =　2.1　×　3　×　0.4	2.5　m2	

－水替え日数算出表－

積算基準書(R8.8)

工　種		種　別		作業量	単位	日当り作業	単位	作業日数		適　用
土工									7.18	
	掘削	土砂(礫質土)	5千m3未満		m3	230.0	m3/日			
			5千m3以上1万m3未満		m3	270.0	m3/日			
			片切掘削		m3	220.0	m3/日			
			小規模(標準以外)	107.7	m3	15.0	m3/日	7.18		基Ⅰ-P132
	盛土	路体	W＜2.5m		m3	50.0	m3/日			
			2.5≦W＜4.0m		m3	86.0	m3/日			
			W＞4.0m　1万m3未満		m3	370.0	m3/日			
		路床	W＜2.5m		m3	43.0	m3/日			
			2.5≦W＜4.0m		m3	78.0	m3/日			
			W＞4.0m　1万m3未満		m3	280.0	m3/日			
	法面整形(盛土)	締固め有	現場制約有　砂・砂質土・粘性土		m2	120.0	m2/日			
			現場制約無　礫質土・砂・砂質土・粘性土		m2	140.0	m2/日			
		締固め無	現場制約無　礫質土・砂・砂質土・粘性土		m2	220.0	m2/日			
	法面整形	現場制約無	礫質土		m2	140.0	m2/日			
		現場制約有(人力)	軟岩(Ⅰ，Ⅱ)，中硬岩，硬岩		m2	30.0	m2/日			
作業土工										
	床掘	土砂	標準　障害無		m3	220.0	m3/日			
		軟岩(オープン)	破砕片除去有		m3	32.0	m3/日			
		硬岩(オープン)	破砕片除去有		m3	21.0	m3/日			
	基面整正				m2	50.0	m2/日			
	埋戻	A	W2≧4m　最小幅4m以上		m3	270.0	m3/日			
		B	W1≧4m　最大幅4m以上		m3	96.0	m3/日			
		C	1m≦W1＜4m		m3	61.0	m3/日			
		D	W1＜1m		m3	33.0	m3/日			
	埋戻(河川内)	礫質土	小規模　100m3以下		m3	40.0	m3/日			
	埋戻Co	無筋	人力　10m3未満		m3	4.0	m3/日			
			ﾎﾟﾝﾌﾟ車　10m3以上100m3未満		m3	69.0	m3/日			
護岸工										
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工 150kg/個以上	間知ﾌﾞﾛｯｸ設置	積工		m^2	13.0	m2/日			
			張工　150kg/個以上		m^2	92.0	m2/日			
		胴込・裏込ｺﾝｸﾘｰﾄ	無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ		m^3	9.1	m3/日			
		胴込・裏込材	再生砕石　RC-40		m^3	20.0	m3/日			
		基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	小型　基礎砕石有り		m^3	3.5	m3/日			
			小型　基礎砕石無し		m^3	4.5	m3/日			
			無筋(岩着)　人力		m^3	4.5	m3/日			
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工 控50cm 0.81t/m2～1.30t/m2	環境保全型ﾌﾞﾛｯｸ設置	積工		m^2	42.0	m2/日			
			張工		m^2	92.0	m2/日			
		胴込・裏込材	再生砕石　RC-40		m^3	20.0	m3/日			
		吸出し防止材	全面設置		m^2	500.0	m2/日			
		基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	小型　基礎砕石有り		m^3	3.7	m3/日			
			小型　基礎砕石無し		m^3	4.5	m3/日			
			無筋(岩着)　人力		m^3	4.5	m3/日			
	天端工	ｺﾝｸﾘｰﾄ	小型　人力		m^3	3.4	m3/日			
	小口止工 間切工				箇所	1.0	箇所/日			
	護岸工	石積工	練石　玉石、雑割石		m^2	19.0	m2/日			
	すり付け工	間知ﾌﾞﾛｯｸ積	積工		m^2	13.0	m2/日			
	その他	ｺﾝｸﾘｰﾄ	無筋　人力		m^3	6.0	m3/日			
			〃　(ﾎﾟﾝﾌﾟ)　10m3以上100m3未満		m^3	69.0	m3/日			
			小型　人力		m^3	5.0	m3/日			
			小型　ｸﾚｰﾝ		m^3	6.0	m3/日			
		型枠	鉄筋・無筋		m^2	38.0	m2/日			
			小型		m^2	15.0	m2/日			
法面工										
	植生工	張芝	野芝		m^2	300.0	m2/日			
			人工芝		m^2	625.0	m2/日			
		筋芝	野芝		m^2	90.0	m2/日			
根固工										
	ﾌﾞﾛｯｸ据付	乱積み	2.5t以下		個	66.0	個/日			
			2.5tを超え5.5t以下		個	65.0	個/日			
		層積み	2.5t以下		個	50.0	個/日			
			2.5tを超え5.5t以下		個	43.0	個/日			
床固工										
	かご工	ふとんかご	高さ40×幅120		m	27.0	m/日			
			高さ50×幅120		m	21.0	m/日			
			高さ60×幅120		m	18.0	m/日			
	かごマット工	ｽﾛｰﾌﾟ型	厚さ30cm		m^2	42.0	m2/日			
			厚さ50cm		m^2	35.0	m2/日			
		多段積型	多段積型		m^2	18.0	m2/日			
構造物撤去工										
	取壊し工	無筋構造物	機械		m^3	19.0	m3/日			
			人力		m^3	5.5	m3/日			
		鉄筋構造物	機械		m^3	11.0	m3/日			
			人力		m^3	4.0	m3/日			

7.18 日

≒ 8 日